

令和4年 教育委員会第17回定例会 会議録

日時 令和4年10月13日(木) 午後3時00分～午後4時34分
場所 教育委員会室

議事日程

第1 議案

【指導課】

(1) 令和5年度使用 特別支援学級用教科用図書一部変更の採択

第2 協議

【子ども総務課】

(1) 令和5年度 将来像に向けた方針について【秘密会】

第3 報告

【文化振興課】

(1) 図書館システムリプレースに伴う図書館等の休館について

【子ども総務課】

(1) 令和4年7月25日実施 教育委員訪問の報告

(2) 教育委員会付議事項等について

(3) 軽井沢少年自然の家のあり方検討について

【子ども支援課】

(1) 令和5年度保育園・こども園等の入園申し込みについて

(2) 認証保育所等の単願申請制度について

【子育て推進課】

(1) 保育所の閉所について

(2) 高校生等医療費助成事業について

(3) くだんしたこどもひろばの利用終了について

【学務課】

(1) 令和5年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱について

(2) 令和4年度及び令和3年度 学校・園・館行事等の実施状況について

【指導課】

(1) 令和4年度 体力調査(都)の結果について

第4 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(10月20日号)

出席委員(4名)

教育長	堀米 孝尚
-----	-------

教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（13名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	大塚 立志
指導課長	山本 真
文化振興課長	加藤 伸昭

欠席委員（1名）

教育長職務代理者	金丸 精孝
----------	-------

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

堀米 教育長

開会に先立ち、傍聴の方から傍聴申請があった場合は傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。

なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。

ただいまから令和4年教育委員会第17回定例会を開会します。

本日の出席委員は、長崎委員、俣野委員、佐藤委員の3名です。金丸委員は欠席です。

委員の過半数が出席しておりますので、会は成立しております。

今回の署名委員は、長崎委員にお願いします。

議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長、お願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、文化振興課長、教育政策担当課長、子ども支援課長、子育て推進課長、学務課長、指導課長、主任指導主事と、私、子ども総務課長です。

オンライン出席している幹部職員は、私のほうで職名を呼び上げますので、返事のほうをお願いいたします。

それでは、お呼びします。教育担当部長。

教育担当部長
子ども総務課長

佐藤です。よろしくお願いいたします。

はい。

児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長
子ども総務課長

児童・家庭支援センター所長、吉田です。よろしくお願いいたします。

はい。

子ども施設課長。

子ども施設課長
子ども総務課長

はい。子ども施設課長、赤海です。よろしくお願いいたします。

はい。

九段中等教育学校経営企画室長。

九段中等教育学校経営企画室長
子ども総務課長

はい。九段中等、大塚です。よろしくお願いいたします。

はい。以上のとおりの出席状況でございます。

なお、オンライン出席している出席者に資料の格納先が分かるように、説明の際には、次第にあります資料番号のほうをお知らせするようにお願いいたします。

以上です。

堀米教育長

はい。本日の議事日程をご覧ください。日程第2、協議事項、令和5年度将来像に向けた方針につきましては、意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと思いますので、採決を採ります。

令和5年度将来像に向けた方針について、秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。全員挙手です。賛成ですので、本件につきましては、会議の最後に取り扱わせていただきます。

◎日程第1 議案

指導課

(1) 令和5年度使用 特別支援学級用教科用図書一部変更の採択

堀米教育長

それでは、日程第1、協議事項に入ります。令和5年度使用特別支援学級用教科用図書一部変更の採択につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

はい。それでは、指導課長です。

それでは、議案第30号の説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。特別支援学級で使用する教科書として、令和5年度使用千代田区立学校特別支援学級教科用図書については、8月23日に実施されました第14回教育委員会定例会においてご採択いただいております。しかしながら、その後の調査において、ご採択いただきました教科用図書のうち、小学校の一部教科用図書が既に絶版となっており、供給不可との事実が判明いたしました。したがって、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条2項により、供給不可とされる教科用図書について一部変更とする教科用図書の選定について、ご採択いただくものでございます。

この採択の一部変更に関する法令根拠といたしましては、先ほども申しましたとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条2項、9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要性が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならないという文を基にしております。

学校教育法附則第9条及び同施行規則第139条の規定により、特別の教育課程による場合や、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適切でない場合は、それぞれの学校の設置者の定めるところにより、ほかの適切な教科用図書を使用することができることになっております。特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達の状況が非常に多様でございますので、子どもの発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように、毎年度採択をお願いしているところでございます。

今回の一部変更につきましては、小学校における教科用図書でございますので、小学校特別支援学級設置校で調査研究した結果につきましては、9月27日の教育委員会でご協議いただいたところであり、本件ご審議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。

前回、協議をしていただいておりますが、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

特にないようですので、議案第30号について採決します。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

ありがとうございます。全員賛成につき、議案第30号を決定することいたします。

これで教科書採択についての議案は終了させていただきます。

◎日程第3 報告

文化振興課

(1) 図書館システムリプレースに伴う図書館等の休館について
子ども総務課

- (1) 令和4年7月25日実施教育委員訪問の報告
- (2) 教育委員会付議事項等について
- (3) 軽井沢少年自然の家のあり方検討について

子ども支援課

- (1) 令和5年度保育園・こども園等の入園申し込みについて
- (2) 認証保育所等の単願申請制度について

子育て推進課

- (1) 保育所の閉所について
- (2) 高校生等医療費助成事業について
- (3) くだんしたこどもひろばの利用終了について

学務課

- (1) 令和5年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱について
- (2) 令和4年度及び令和3年度 学校・園・館行事等の実施状況について

指導課

- (1) 令和4年度 体力調査(都)の結果について

堀米教育長

それでは、日程第3、報告事項に入ります。

図書館システムリプレースに伴う図書館等の休館につきまして、文化振興課長、説明をお願いいたします。

文化振興課長

はい。すみません。

それでは、お手元の資料のほうをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、区立の図書館及び下のほうの表に記載してございますが、連携施設において、来年の3月、令和5年3月に図書館システムのリプレースを行います。その関係で、臨時休館及び図書館のホームページを一時停止するというものでございます。

まず、新しいシステムの稼働日でございますが、令和5年、来年の3月13日の月曜日からとなります。

2番の臨時休館ですが、日程の表のほうをご覧ください。来年、令和5年3月1日水曜日から3月12日の日曜日までの12日間、右の休館施設のほうが臨時で休館いたします。場所について、この庁舎にあります千代田図書館、また日比谷図書文化館、四番町、昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館、それから、ちよだパークサイドプラザの区民図書室、こちらのほうでもシステムを使っておりますので、こちらが休館となります。

ただし、下に米印で書いてございますが、男女共同参画センターのMIW、区役所10階にありますMIWについては、期間中、開室のほうはいたしますが、資料の貸出・返却のほうはできません。

それから、図書館のホームページの一時停止でございますが、令和5年2

月28日火曜日の夜10時から3月12日の日曜日まで、一時停止となります。

そして、システムリプレースの主な内容でございますが、今回はあくまでも現行のシステムのバージョンアップと機器の更新が主となりまして、大幅なシステム変更はございません。ただ、スマートフォンに、貸し出し機のバーコードの読み取りが今でもできるのですが、読み取り機の性能が上がっているということで、それが非常にスムーズになると。また、問い合わせであったりイベントなどがスマートフォンに対応できるようになると。また、貸出しの通知、また有効期限の通知メールが送信可能ということになるのと、あと図書館、これは千代田図書館と日比谷図書館文化館ですが、インターネット席が、もう館内にWi-Fiが通っておりますので、そちらの利用率が低下しているということと、あと持込みのパソコン、パソコンを持ち込む方が増えておりますので、そちらの増加に伴って、インターネット席を半減させていただいて、空いた座席を持込端末が利用可能と。そこについては、電源付きの閲覧席として活用するというものでございます。

周知につきましては、広報千代田の11月20号で、臨時休館と施設の利用停止。図書館、こちらの千代田図書館と日比谷については、会議室を貸したりしておりますので、3か月前からの予約が可能ですので、11月20日号での周知、また2月5日号でこちらのほうも再度周知のほうを行わせていただきます。図書館のホームページや館内掲示は11月20日の日曜日で、区のホームページは21日の月曜日からということで、行いたいと思っております。

私のほうからの説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

説明は以上です。この件に関しましてご質問等がありましたら、お願いいたします。

俣野委員、どうぞ。

俣野委員

この臨時休館の時期なのですけれども、これは各館やはり一斉でなければまずいのですか。私は、できればばらつければ、全部が閉館ということがないので、こちらが駄目ならあちらへ行くという、そんなことができるかと思うのですけれども、やはりシステムの更新だから、やはり全館休館しないとちょっと難しいということなのですか。

文化振興課長

そうですね。

すみません。

堀米教育長

どうぞ。

文化振興課長

はい。文化振興課長です。

分けてやるというのが、なかなかシステムの、やはり新しくシステムを、いろいろ機器の交換であったり、それとあと職員に対しての貸出しシステムの研修であったり、様々ちよっという関係で、どうしてもこの時期、12日間ちよっとお休みをさせていただいて対応させていただいているというものになります。どうしても全館共通でやっておりますので、そういう対応ということになります。申し訳ございません。

俣野委員 はい、分かりました。ありがとうございました。
 堀米教育長 はい。ほかにごございますでしょうか。
 佐藤委員 佐藤委員、どうぞ。
 佐藤委員 まちかど図書館は、図書館部分だけがお休みということで、施設の貸出しなどはいつもどおり、抽せんが1日と5日とあるのですけれど、できるということですね。
 文化振興課長 はい。文化振興課長です。
 コミュニティスクール部分、体育館であつたりという部分の貸し出し施設のほうはそのままです。あくまでも図書館部分となりますので。
 佐藤委員 はい。
 堀米教育長 いいですか。
 子ども部長 セキュリティ部分は、10年前でしたか、大分問題になったのですが、あれから区が5年前にシステムを。今回のリプレースで何か強化されるなどはありますか。
 文化振興課長 はい。文化振興課長。
 もともと前回のリプレースをしたのが5年前なのですが、そのときに、そもそもセキュリティの強化を行った形でのシステムとなつてございます。その強化をした部分については、もちろん最近のウイルス対策等も踏まえた形でのセキュリティ強化になってございますが、それについては維持したままの形でのリプレースとなります。
 子ども部長 この5年間はインシデント的なものはなかった。
 文化振興課長 そうです。この5年間はインシデント的なものは、攻撃を食らうことはあつても、それを突破されることはなかったです。
 堀米教育長 続きまして、令和4年7月25日実施教育委員訪問の報告につきまして、子ども総務課長、ご説明をお願いいたします。
 子ども総務課長 はい。子ども総務課長です。
 7月25日月曜日に、教育委員訪問を実施させていただきました。その報告書が、大変遅くなりましたがまとまりましたので、本日はそれを踏まえての所感を頂ければというふうに考えてございます。
 7月25日は麴町保育園と四番町保育園、ポピンズナーサリースクール一番町の保育園を見ていただいているところです。
 意見交換の中では、園の運営方針をどうしているかであるとか、あとコロナによって保護者や職員とのコミュニケーションができていないことについてや、その地域に広場が少ないことであるとか、保育士が急にお休みしたときの体制等をご質疑いただいたところでございます。その報告書をおまとめしたので、それについてご発言いただきたいと存じます。よろしくお願いたします。
 長崎委員 はい。見せていただいて、それぞれの園が工夫を凝らしてというか、やっ
 ていらつしゃると。私立の園も初めて見せていただいて、限られたスペース
 だけれど、子どもたちがすごく安心して過ごしているのも見ていて分かつた

し、区立ではないからこそ、参考になるような人事のシステムだったりとかも見せていただいて、有意義な時間だったかと思います。

あと、やはりいろいろ屋上だったり、いいスペースがあるけれども、そこをなかなかちょっと、近隣のことを考えて、生かし切れていなかったりすることもあるので、そこは本当にお互い歩み寄ってというか、理解をしていただいて、少しでも活用が進むといいと思いました。

以上です。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

せっかくなので、委員さん、一言ずつ頂ければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

俣野委員、どうぞ。

俣野委員 はい。見せていただいてよかったと思うのですが、ただ、見せていただいたのは本当に数園ですので、ほかに、やはり園によってレベルが多分違うと思うのです。その辺のところを総花的に、よくやっている、規模的にちゃんとした園と、まだやはりちょっとこれから改善していかなければならない園とか、その辺のところを見せていただきたかったというか、そんな思いがするのですけれど、いいところばかりではやはり、というふうに思うのですが、その辺はある程度レベルが一緒になっているものなのですか。

堀米教育長 はい。特にここを選んでということではないというふうに思っています。

では、子ども支援課長、どうぞ。

子ども支援課長 子ども支援課長です。

今回は時間に制約がありましたので、地域の近いところということで選ばせていただきました。

俣野委員 なるほど。

子ども支援課長 ですので、もうちょっとお時間にゆとりがあれば、いろんなところをぜひ見ていただきたいというところはあったのですが、それと、当初予定していたところが、少しコロナが発生して、ちょっと視察にはあまりそぐわないタイミングになってしましまして、そういったことがありまして、今回こういった形になりましたので、ご了承いただければと。

堀米教育長 俣野委員、どうぞ。

俣野委員 また機会を見て、いろいろな保育園を見せていただければありがたいと思いますけれども。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

また計画を立てているというふうにも、本年度から保育園も入れさせていただきましたので、まだたくさんございます。順番にというふうに思っています。

では、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 3園ともやはり園長先生が一生懸命やっつけらっしゃって、職員の方の努力がとてもよく分かりました。例えばポピンズさんみたいに、建物が上下で

フロアが違って、ちゃんと工夫をされて、いろいろ子どもたちに、ちょっとぱっと見の印象は狭いかという印象もあったのですけれども、でも先生方がとても工夫されて、よくやっていたっていて、ありがたいと思いました。

あとやはり近隣の方との関係で、いろいろ子どもたちが、ちょっとお手洗いが暗かったりとか、いろいろあるので、そういうところは何か工夫が、いろんな方の知恵で工夫ができたらいいかと思いました。

以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

近隣との対応に苦勞しているところもありましたので、それぞれ大変苦勞しながら保育を行っているのだというふうに思いました。委員のお話からも大変お褒めの言葉を頂きましたので、その辺を園長さんにお伝えしていただければありがたいというふうに思います。ありがとうございます。

ほかになれば、次に行きます。

続きまして、教育委員会付議事項等につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長

子ども総務課長です。教育委員会付議事項等という資料No.5になります。そちらのほうのご説明をしたいと思います。

教育委員会付議事項等については、今まで付議事項、協議事項、報告事項、その他という形で分けさせていただいて、議事進行をさせていただいてきたところでございます。ここにあるように、1の付議事項というものは議案になるものというところで、現行もそんなに大きく変わらなく、今後も付議というか、付議事項は議案に相当するもの、議決を必要とするものを、付議として上げさせていただくというところを考えてございます。

2つ目の協議事項のところと、3つ目の報告事項のところ、今まで協議事項は、議案に付すものについて、事前協議というところで協議として上げさせていただいていたところなのですが、報告の中でも、議案には付議しないけれども、協議をしていただく事項が大分含まれているというところで、付議事項と報告事項が入り組んでいたものを整理させていただくというのが、今回のご案内でございます。

ですので、今までの議案提出予定の案件の前の協議で協議するものと、議案提出予定の案件ではないけれども、教育委員会に属する権限の中で、教育委員会として自由な意見交換、相談、調整が必要なものについては、協議という形で上げさせていただいて、少し深く協議していただくものと、報告で聞いていただくものと、種分けをしたという形になりますので、次回の教育委員会からこういう形で整理させていただいて、かけさせていただこうというふうに思っております。

裏面のほうに、秘密会で取り扱うものであるとか閉会後に取り扱うものであるとかというのも、恐らく分かりにくかったと思いますので、文字で明確に示させていただいているところでございます。

その次の、それ以降の資料になっていますが、教育委員会と区長部局との権限の関係で、結構入り組んでいるものがあって、それをちょっと資料上見やすく整理したものがこの表なのですが、逆に言えば、区長の権限に属するこの事務と、教育委員会の権限に関する事務で、類似する事務であるとか直接関連のある事務とかを効率よく事務執行するために、どちらかに権限を委任したりとか補助執行させているという仕組みの中で、いろいろと資料を付け加えさせていただいております。この辺りが区長から教育委員会へ委任しているものであるとか、教育委員会から区長の、補助機関である職員へ委任したりというようなものです。

ここでよく見ていただければ、子育ての推進に関することとか、あとは保育園とか児童館の区立児童・家庭支援センターの施設の維持管理に関することなどというのは、区長部局のほうから委任されている事務になります。一方、教育委員会のほうから区長部局に補助執行させる事務としては、先ほどありましたけれど、区立図書館に関することであつたりとか文化財の保護や活用や審議会に関する事務などは、区長部局のほうに補助執行させる事務として整理しているので、後ほどお時間があるときにご確認いただければと存じます。

説明は、簡単ですが以上です。

堀米 教育長

はい。ありがとうございます。

変更点を中心に説明をしていただきました。要は議案提出の協議だけではなくて、権限に属するものの協議がいわゆる増えていくと。それで、教育委員さんの中で協議をしっかりと多く、十分にしていきたいというような変更点でございます。報告事項については本当に報告というようなことで、していきたいということです。

この件について、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

では、ご覧になってまた何かありましたら、ご質問いただければというふうに思います。

それでは、続きまして、軽井沢少年自然の家のあり方検討につきまして、教育政策担当課長、説明をお願いいたします。

教育政策担当課長

はい。教育政策担当課長です。

資料の06-1、軽井沢少年自然の家のあり方検討について、説明させていただきます。

令和3年度から、この軽井沢少年自然の家のあり方については検討しているところですが、今年度につきましては、基本構想策定委員会というものを設置しまして、施設に必要な機能を整理するとともに、施設の整備・運営手法の検討も行いまして、基本構想として取りまとめる予定にしております。

委員の構成といたしましては、昨年度のメンバーに、上から6番目の東京都大学共通教育部教授、山口教授、こちらの方が建築の専門家の方でござ

いまして、山口教授を追加しているのと、それとあと、下から2人目です。九段中等教育学校の副校長先生もメンバーに加えているところです。

次に、これまでの経過と今後のスケジュールについてですけれども、今年度、これまでに2回基本構想策定委員会のほうを開催しまして、この後、10月、12月にも基本構想策定委員会のほうを開催して、最終的に12月末ぐらいをめどに基本構想を策定していきたいと考えています。

次に、資料の06-2、軽井沢少年自然の家に関しまして、保護者の方にアンケートのほうを行いました。その結果について、取りまとめたものになります。

調査期間は6月16日から6月30日まで、区内公立学校、小、中、中等前期課程に通われている児童・生徒の保護者の方、回答率については約55%の回答を頂いています。

結果についてですけれども、まず、設問1は軽井沢のイメージのほうをお伺いしたものでちょっと割愛させていただきまして、設問2からが軽井沢少年自然の家に関することをお伺いした内容です。校外学習を通じて、お子様にどのような力を身に付けてほしいかという質問に対しまして、周囲と協力する力、冒険心、探求心、集団生活での行動や時間遵守について、身に付けてほしいというお答えが多かったです。

次に、設問3で、軽井沢でお子様にどのような体験をさせたいですかという質問に関しましては、自然体験、また校外学習ならではの体験、例えばキャンプファイヤーですとかナイトハイクみたいなものです。そちらの2つの回答が多かったです。

また、設問4として、先ほどの設問3の回答以外で、既成概念にとらわれず、新たに取り組んでもらいたいことはありますかという質問に対して、英語を活用した活動ですとか、班別行動学習、子どもたちだけで自分たちで企画してやるというもの。また、チームビルディングみたいなことに取り組んでもらいたい。あと、意外に多かったのがサバイバル体験ということで、バーベキューですとかテント泊ですとか、そういったものがありました。

あと、設問5として、校外学習施設として利用されていない期間、施設を利用したいですかという質問に対しましては、90%程度の方が利用したいという形でお答えいただいています。利用したいとお答えいただいた方々に、どのような利用をしたいかというところをお伺いしたところ、家族や友人との旅行という答えが多かったです。

次に、設問7で、条件によっては利用したいとお答えいただいた方に、どのような条件が整えば利用したいかというところで、施設に清潔感がある、安価で利用できるという答えが多かったです。

続きまして、資料の6-3、こちらが同じく軽井沢少年自然の家につきまして、教職員の方々に意見聴取した内容になります。これまでの校外学習指導の経験を踏まえまして、教職員の方々へ意見聴取（意見交換）のほうを実施しました。

1番が各学校からの意見聴取ということで、個人的な意見ではなく、学校としての意見を取りまとめていただいて、整理すると、1から8までの答えがほとんどのところですよ。やはり今まで軽井沢少年自然の家が開いていたときにやっていたような内容が、大きなところ、ほとんどの内容になっています。

また、先ほどの保護者アンケートで、既成概念にとらわれず新たに取り組んでほしいことということで、保護者からの意見の回答数が多かった①から③について、教職員の方々にこの①から③についてどういったことができるかということ意見を交換させていただきました。

まず、英語を活用した活動に関しましては、どんなプログラムでも英語は取り入れることができますというお答えと、あと各学校・学年の実態に合わせたワークショップ形式ですとか、あとオンラインを活用した海外との交流ということで、今、例えばイギリスとやるときに、時差があつてなかなか難しかったりするので、泊まりであれば、そういった時差があつたとしてもやりやすいのではないかとというような意見がありました。

あと班別行動学習に関しては、チェックポイントをクリアしながら行うオリエンテーションですとか、行き先については、自然体験の活動場所、またお土産を購入する場所などが考えられるということでした。交通手段としては同じ方面でのバス送迎などが考えられると。あと小学生はオールフリーでの企画はなかなか難しいので、行き先をセレクトさせるようなことであれば可能なのではないかとというお答えでした。また、困った時の連絡手段として、タブレット端末を持たせれば、例えば迷子になってしまった場合なども、いつでも教員とつながることができて安心だというお答えがありました。

チームビルディングに関しては、オリエンテーリングですとかを実施することで、目的を達成して、グループだとかクラスの絆を深めることができますということですよとか、飯盒炊爨やプロジェクトアドベンチャーなど、協力し助け合いながら体験できる施設が敷地内に設置されているといいのではないかとというお答えを頂いています。また、対象学年は小学校5年生から中学校3年生、特に中学校1年生はクラスづくりのため、4月とか早いうちに実施できるといいのではないかとというようなご意見を頂いております。

説明は以上です。

堀米 教育長

はい。ありがとうございました。

感想として、学校からの意見というのは、やはり大きくこの軽井沢少年自然の家に期待しているというようなことでしょうか。どうなのでしょう。

教育政策担当課長

期待度とかは聞いていなかったのですが、ただ、民間の宿泊施設を活用する場合、いろいろ活動が制限されるというか、そういったところもあるので、自前の施設ができれば、いろいろ活用の幅が広がるのではないかとというようなイメージです。

堀米 教育長

これは報告事項ですけれども、委員さん方の感想とか期待度とか、ちよっ

と何かありましたら、お願いしたいと思うのですが。

長崎委員、どうぞ。

長崎委員

はい。こうやって教職員の方々にも、どういう使い方とかを意見を求めてというのは、すごくよかったとあっていて、これが先生方の中で盛り上がって、こういうこともできる、ああいうことができるという意見をこちら側に頂けると、また今後の施設づくりにも生かさせていいと思いました。

以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ほかに意見は。

俣野委員、どうぞ。

俣野委員

はい。うちの区の場合は、いつも問題になるのが稼働率の問題ですね。その辺のところはどんな見通し、どの学校がどのくらいやれば、どのくらいな稼働率になっていくかということと、あとは空いているときに、どういう形で一般の区民に開放していただけるのかと。隣に何かありますよね、メレーズ何とかという。そこの絡みで、こちらの軽井沢少年自然の家でなければできないようなこと、そんなことをちょっと検討してもらうのと、あと一般の企業などで、区内の企業でいいのですけれども、例えば社員教育などでも活用することができるのかどうかとか、その辺のところもちょっと検討していただくとありがたいと思うのです。

堀米教育長

はい。では、教育政策担当課長。

教育政策担当課長

はい。今頂いたご意見の関係、これまで軽井沢が開いていた時期は、小学校5年生が、今、嬭恋の自然体験のほうを行っているのですけれども、今は嬭恋にある東海大学の施設をお借りしてやっているのですが、それがもともとは軽井沢のこの少年自然の家に泊まっていたというところで、同じように小学校5年生の自然体験ですとか、あと中学校のほう、先ほどの教職員の意見聴取の中で学校からお答えいただいた内容の7番のところ、部活動合宿、スキー等の運動、レクリエーション活動というのを頂いていて、今も神田一中とかでは、中学校2年生がスキー合宿に行かれていますけれども、この軽井沢の少年自然の家に宿泊することができれば、例えば軽井沢プリンスのところのスキー場もありますし、またもう少し鬼押し奥のほうに行ってもスキー場があるので、そういったところで活用できるというご意見ですとか、あとは九段中等教育学校ですとかで、部活動合宿でも使えるのではないかというお話がありました。

先ほど俣野委員のほうから頂いたように、今まで例えばメレーズのほうとかは、区民の方たちにご宿泊いただいているのですけれども、例えば区民の対象を、昼間区民の方、要は企業の方、働いている方ですとか学生さんとかというところまで広げれば、より幅は広がるのかということと、先ほど今年度検討している内容として、施設の整備・運営手法というところがあると思うのですけれども、これが、例えば民間活力の活用とかで、例えばPFIですとか、そういったことも含めて検討を行っているので、ちょっとそうい

った民間の活力も活用して、より稼働率を高めるということも考えていければと思っています。

堀米教育長

俣野委員、どうぞ。

俣野委員

はい。ぜひ、せっかくこういう施設をつくるのですから、予算もあるでしょうけれど、今やはりこういう研修施設というのは結構レベルが高いですから、せっかくですから、本当にいいものを造っていただいて、それで、そういう例えば企業の研修とか、あるいは一般の区民の人たちが行きたくなるような施設というのか、せっかく造るのだからその辺のところを、ちょっとレベルを上げていただいたほうが、私は稼働率が高まるのではないかと思います。どうぞよろしくお願いします。

堀米教育長

この間の点検評価のときに企業の方にお聞きしたら、ぜひ社員研修でも使いたいというふうなお話も頂いております。大きく期待しているところかと思うのですが。

佐藤委員、いかがですか。

佐藤委員

学校の授業とか部活とかで、かなり使い勝手がいいと思うのと、あとそれ以外で、子どもたちや、大人もそうなのですけれど、それぞれが野球をやったり剣道をやったり、いろいろ大人もいろんな趣味の団体とかがあって、そういった合宿所はなかなかなくて、あそこには、食堂兼でしたけれど、体育館もあったような気がするのです。そういうところも活用ができればいいかと思えます。お願いします。

堀米教育長

ありがとうございます。

教育委員さんたちはこのような意見でございますので。

どうぞ、教育政策担当課長。

教育政策担当課長

はい。一応、今検討している委員会の中からも、やはり小学校、中学校の先生も入られているので、雨が降ったときの活動にも体育館は必要ということですか、以前、軽井沢少年自然の家が稼働していたときには、各地域のママさんバレーの合宿ですとか、そういったことにも使われていたようなので、そういった体育館的な、大ホールというのですか、そういった施設については整備する必要があるというふうに認識しています。

堀米教育長

ありがとうございます。

これから軽井沢少年自然の家をまた活用するにしても、全面改修と、いろいろ方法はあるのですが、ぜひ使っていきたいというようなことで、委員さん方の意見ということによろしいでしょうか。

(了 承)

堀米教育長

はい。ありがとうございました。

続きまして、令和5年度保育園・こども園等の入園申し込みにつきまして、子ども支援課長、説明をお願いします。

子ども支援課長

はい。子ども支援課長でございます。教育委員会資料07、令和5年度保育園・こども園等の入園申し込みにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず令和5年度4月入園のお申込み受付期間でございます。入園希望といたしましては、一次締め切り、二次締め切りとさせていただきます。それ以降は随時のお申し込みとなります。受付期間につきましては、こちらに記載のとおりとなっております。一次締め切りが令和4年11月24日の木曜日から12月23日の金曜日。また、オンラインでの申請もできるようになりましたので、併せて、ご郵送の申込みと含めて、締切日が令和4年12月16日の金曜日となっております。こちらの結果が令和5年2月7日の火曜日に予定してございます。二次締め切りにつきましてはこちらに記載のとおりです。

昨年度からの主な変更点です。項番2といたしまして、(1)申込み方法の追加は、先ほどもご説明いたしましたが、窓口、郵送、それからマイナポータルのぴったりサービスによるオンライン申請を追加してございます。

(2)といたしまして、就労証明書の様式を変更してございます。こちらは、令和3年7月5日付の内閣府の通知によりまして、就労証明書の証明者の押印を廃止してございます。

(3)といたしまして、在勤要件の空き枠制限の緩和です。こちらは、千代田区在勤の区外在住者におきまして、昨今の保育園の空き状況などにも鑑み、令和5年度入園申込みから空き枠制限を緩和するものでございます。令和4年度につきましては、こちら、表の右側でございます。区立・私立ともに2枠、こちらは定員に3枠以上の空きがある場合に選考対象としておりました。こちらを、左側の黒枠の中、令和5年度です。区立につきましては1枠、こちらですと定員に2枠以上空きがある場合に選考対象となります。それから私立につきましては、区民枠を撤廃いたしまして、定員に1枠でも空きがある場合に選考対象といたしました。

それから、3といたしまして、令和5年に新規に開設する予定の園が1つございます。認可保育所でございます、神保町二丁目20番地31に予定しております、まなびの森保育園神保町でございます。定員につきましては0歳から5歳まで100名程度を予定してございます。

これらの周知方法でございますけれども、入園案内の配布を令和4年11月5日から開始いたしまして、こちらの配布先は、子ども支援課・各出張所・児童館などで配布させていただきます。区のホームページへの掲載でございますけれども、こちら令和4年11月5日から公開する予定でございます。広報千代田につきましては、10月5日、既にもう先行させていただいて、ご案内させていただいております。併せて11月5日号へも掲載する予定でございます。

ご説明は以上です。

堀米教育長

はい。令和5年度保育園・子ども園の入園申し込みについてですが、いかがでしょうか。ご質問等がありましたら、お願いいたします。

長崎委員、どうぞ。

長崎委員

はい。今さらの質問なのですがけれども、この入園の希望を出して、結果発表はどういう方法で発表されるのでしょうか。

堀米教育長 子ども支援課長。
 子ども支援課長 はい。子ども支援課長でございます。
 基本的にはお電話などでお知らせをしております。
 長崎委員 はい。ありがとうございます。
 堀米教育長 ほかにご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。
 (なし)
 堀米教育長 では、続きまして、認証保育所等の単願申請制度につきまして、子ども支援課長、説明をお願いいたします。
 子ども支援課長 子ども支援課長のほうから、引き続きご説明させていただきます。資料番号につきましては08番、認証保育所等単願申請制度につきましてという項目でございます。
 こちらの事業概要でございますが、項番1といたしまして、認証保育所等を単願で希望し入園した場合の保育料につきましては、認可保育園を利用した場合と比較し、5割減額するという補助事業でございます。
 対象といたしましては、(1)といたしまして、新規の0歳から2歳児クラスで、4月入園として認証保育所等と新たに契約を行う単願申請者。
 (2)といたしまして、認可保育所等の入所要件を満たしている方としておりました。
 こちらを見直す理由でございますけれども、本事業につきましては、平成30年4月から待機児童対策の一環として実施していた事業でありますけれども、近年は認可保育園にも空きが生じている状況でございます。導入の目的は達成されたというところで、令和5年度申請までで本事業を終了させていただくものでございます。
 なお、令和4年12月23日までに認証保育所等と入園契約を行った園児につきましても、認可保育所等への転園申請をしない限り、保育料が無償となる3歳児までは本事業の補助を継続して適用させていただきます。
 周知につきましては、先ほどご説明させていただきました、令和5年度の保育園・子ども園等の入園案内にチラシを同封いたしまして、周知を行わせていただきます。
 その他といたしまして、認証保育所等に在籍する区民に対しての、認可保育所を利用した場合と比較して保育料が2割安くなるという減額補助についてもございます。こちらにつきましては、今後の補助金の見直しの一環として、別途検討していきたいというように考えてございます。
 ご説明は以上です。
 堀米教育長 はい。ありがとうございます。
 この件に関してご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。
 (なし)
 堀米教育長 ありがとうございます。
 続きまして、保育所の閉所につきまして、子育て推進課長、説明をお願いします。

子育て推進課長

はい。子育て推進課長でございます。

それでは、資料番号09、保育所の閉所につきまして、ご説明をさせていただきます。

保育所の閉所についてのご報告でございます。東神田でございます、あい・ぽーと東神田でございますが、平成25年9月2日より区の家庭的保育事業による保育所として運営をしてきましたけれども、このほど、項番2のほうに閉所理由が書いてございますけれども、こちらの理由ほか、昨今の保育需要の低下などの理由によりまして、来年度以降保育所の運営を継続していくことが困難になったとのことから、施設の代表との協議にもよりまして、令和5年3月31日をもって閉所するという事になったものでございます。

現在、1歳児の児童の方が3名在籍されておりますので、来年度の転園に向けては、ご不便が生じないよう、特段の配慮を行ってまいりたいと思っております。

概要等につきましては資料に記載のとおりでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

この件に関しまして、ご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

引き続きまして、高校生等医療費助成事業につきまして、子育て推進課長、説明をお願いします。

子育て推進課長

はい。失礼いたします。子育て推進課長でございます。

それでは、資料番号の10番、高校生医療費助成制度につきましてご説明をさせていただきます。

概要でございますけれども、区では、平成23年度から区の独自制度として高校生等医療費助成制度、こちらを実施しておりまして、現状では、高校生まで医療費は自己負担なしの無料ということにしているところでございます。このほど、東京都でも、令和5年度より医療費助成の対象を現在の中学生から高校生まで引き上げますよということになりまして、これに伴う整備として、規定の整備として、関連する条例と規則の改正、こちらを行う予定となっております。

変わるところといたしましては、東京都の制度の導入によりまして、現在、区内でのみ利用可能となっている医療証なのですけれども、来年度からは都内全域でも利用可能になりまして、こうしたことにより、区民の利便性が向上するという状況になっております。

2番に事業の概要というか、実施前、実施後の比較が書いてございます。一番左、令和4年度（現行）と書いてあるところですがけれども、現在は、財源は区になりまして、所得制限なしで、高校生が区内の医療機関にかかった場合には無料になるという取扱いになっております。もし、区外にかかって

しまった場合には、現金給付ということで、区に申請を頂いて、後ほど給付をするという、そんな取扱いになっているところでございます。

真ん中に令和5年から7年度と書いてございます表がありますが、来年度からは、令和5年から7年度、3年間に限りまして、財源の一部は都になりますけれども、都内全域で無料になるという扱いになります。都外でかかってしまった場合には、後ほど区に申請を頂き、現金給付というような流れになります。

このほか、大きな変更点になるのですが、こちらは表の一番下から2番目になりますが、助成対象者につきましては、現在の区内在住の保護者だけでなく、区外に住んでいる保護者も対象になるということで、こちらは、区内在住の高校生等を監護する保護者と書いてございますけれども、こうした方を対象にするというところでございます。また、保護者がいない場合も、高校生本人、こちらが助成対象になってくると。こちらは大きな変更になります。

こうしたことから、条例、規則の改正が必要になってまいります。3番にスケジュールといたしまして、規則と条例改正の予定を載せてございます。規則の改正につきましては、(1)に記載のとおり、医療証の期間を変更する必要がございますため、既に、こちらは、9月30日付でございますけれども、規則の改正を行っております。この後、条例の改正ということで、第4回定例会のほうに、こちらの助成対象者の変更等を伴います条例の改正を行う予定でございます。令和5年4月1日施行という予定でございます。

これに伴います規則の改正ということで、(3)のとおり、こちらが施行予定は同じでございますが、令和5年4月1日付になりますけれども、条例改正を踏まえた医療証様式の変更等の改正を行うという予定になってございます。

来年度、都の制度が入りますけれども、基本的には、自己負担なしということで、現状どおり同じで、都外でも医療証が使えるというメリットも出てくるということで、また、区に対しても、東京都から補助金が若干入るところがメリットになってくるという状況でございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

これにつきまして、ご質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

続きまして、くだんしたこどもひろばの利用終了につきまして、子育て推進課長、説明をお願いします。

子育て推進課長

はい。続いて、失礼いたします。子育て推進課長でございます。

資料番号がNo.11、くだんしたこどもひろばの利用終了につきまして、ご報告をさせていただきます。

九段南、ちょうど区役所の近いところになりますけれども、くだんしたこどもひろば、こちらでございますが、平成31年4月8日より約3年7か月間、現在まで運営しておりますけれども、こちらは、こどもひろばとして運営をしまいいりましたけれども、貸主との借受け期間、こちらが満了に伴いまして、原状回復工事を行うことから、12月から開始する予定ですが、11月30日をもって、利用終了となるものでございます。

子どもの遊び場事業につきましては、現在も新規設置の要望を頂いておりますので、引き続き、新規設置に向けて、関係機関に働きかけをしまいいりたいと思っております。該当については、資料記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。この件について、ご質問ありますか。

俣野委員、どうぞ。

俣野委員

区内になかなか広場がないということで、こういう形でやっていただいて、すごくいいと思うのですけれども。これは、私が見た感じでは、稼働率がどうだったのかなという感じがあるのです。私は、もっとたくさんの子が鈴なりになるぐらいに来て、遊んでいるようなことを想定していたのですけれども、あまりばらばらみたいな感じを受けているのですか。かといって、ほかに広場がこの辺はあるわけないので、そういう状況でも、なかなか子どもたちが来ていなかったというのは、何かその辺のところ、次の事業に向かっても検証しておいてもらったほうがいいのかなという、そんなことを思わせてもらいました。

堀米教育長
子育て推進課長

はい。お願いします。

ご意見ありがとうございます。

そうですね。利用自体は、年々、この事業だけではないですが、くだんしたこどもひろばを含めて、発足10年前の子ども遊び場事業が始まってから、数も増えていますが、利用者も増えている状況ではあり、というところがあるのが1つなのですけれど。俣野委員がおっしゃるように、外目には、ちょっと利用されていないではないかというような見え方もあるかと思えます。そこら辺は、ちょっと我々も今現在、さらに新しい遊び場をつくらしてほしいというような要望も頂いておりますので、我々としては、さらに新しいものをつくらしていきたいという思いがありまして、そういった部分につきましても、研究というか、調査をさせていただいて、次の遊び場事業、また、現状やっている遊び場事業、こちらの施策に生かしてしまいいたいというふうに思っております。

ご意見ありがとうございます。

俣野委員

すみません。もう一つなのですけれど、ああいうこどもひろばというのは、例えば、保育園の子たちが、民間の保育園とか、そういった子たちが遊びに来ると、そういうことはあまりしていないのですか。あるいは、結構しているものなのか、活用しているものなのか。

子育て推進課長

はい。子育て推進課長でございます。

ふじみこどもひろばとか、そういったところは、代替園庭として使っているところもありますので、ほかの民間保育園の方がそういった園庭代わりに使うということもしているところもあります。

俣野委員

やはり、くだんしたこどもひろばも結構、あれで活用されていたのですか、保育園の。周りにあまりないのかもしれないけれども。何か私もふじみこどもひろばのところをたまに通るのですけれども、あそこは結構子どもさんが遊んでいますよね。要するに、東京大神宮の手前の左側です。でも、それぐらいで、くだんしたこどもひろばが何かそういう面では、子どもたちがそれほど保育園の子たちが来ていないような印象を受けるのですけれども、実際は結構使われていたのですかね。その辺はどうなのでしょう。

子育て推進課長

はい。使っていたという認識はしているのですけれども。すみません。ちょっと確認させていただいて、どれほど使っていたかというのは、申し訳ございません、今、即答できずに恐縮なのですけれども。恐らく使っていたというような認識は持っています。

俣野委員

そうですか。

子育て推進課長

はい。

俣野委員

せっかくつくるのですから、稼働率を上げてもらって、保育園の方たちは、本当に遊び場がないと皆さんおっしゃっていましたので、そういう面では、活用してもらえるとありがたいですよ。

ありがとうございました。

子育て推進課長

承知いたしました。ありがとうございます。

堀米教育長

あの場所は、バスケットを主に使っているでしょう。

子育て推進課長

はい。そうですね。バスケットゴール、ミニバスエリアがありますので、バスケットで中高生なども使うことが可能になっています。

堀米教育長

だから、どちらかという、小さい子は来にくい場所なのだよ。見ると、大体、中高生がバスケットをやっている。

子育て推進課長

そうですね。バスケットエリアのほうは。

堀米教育長

向こうのほうは、こっちのほうは使っているのですか。

子育て推進課長

こちらのほうは、乳幼児の方も。

堀米教育長

乳幼児の。

子育て推進課長

はい。保護者の方も。

堀米教育長

使っているのですね。

子育て推進課長

はい。ありがとうございます。

堀米教育長

残念ながらということですが、こういう事情によりということです。よろしいでしょうか。

(了 承)

堀米教育長

続きまして、令和5年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要項につきまして、学務課長、ご説明をお願いいたします。

学務課長

はい。学務課長でございます。資料No.12番です。令和5年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱についてご説明させていただきます。

ます。

項番1、この実施要綱でございますが、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱、同細目の内容を踏まえまして、日程等の事項を適宜改正し、毎年度、冊子として配付するとともに、区ホームページにて公表しているものでございます。

項番2でございます。主な変更点と変更理由でございますが、男女別の募集人員や応募資格等の基本的な内容は、教育委員の皆様には水色の冊子を今日配付させていただいておりますが、そちらのほう、1ページから6ページのとおり、こちらのほうは、後ほどご覧いただきたいと思いますが、変更はございません。ここに記載いたしました4点につきまして、昨年度の内容から変更しておりますので、ご説明させていただきます。

まず、(1)として、出欠の記録について。要綱では7ページ記載、報告書様式が24ページに記載されておりますが、変更前には、報告書に出欠の記録を記載することとなっておりましたが、出欠の記録欄を削除いたしました。変更理由といたしましては、入学の決定に当たり、出欠状況は得点化していないために、この欄自体が事実上必要ないという判断で、削除したものでございます。

(2)といたしまして、性別欄についてです。要綱では22ページ、入学願書様式では34ページに載っておりますが、変更前は、入学願書及び特別措置申請書に、様式12でございますが、性別を受検者が記載するようになっておりましたが、申請書類から性別欄、この2種類を削除いたしました。変更理由といたしましては、多様化する出願者の性自認を尊重するために、令和5年度の入学願書より削除いたしました。

3点目といたしましては、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の方の取扱いについてです。変更前、こちらに書いてあるとおり、濃厚接触者でも、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くということは昨年も認めておりますが、さらに、なお、感染拡大防止に関する一定の条件を満たすタクシーも利用できるものと、来年度の受検からいたします。こちらにつきましては、ただし、流しのタクシーの利用は不可としておりまして、タクシー会社に申込みをした際に、陰性で無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、感染対策を講じている車両の予約を行って利用するというふうな条件となっております。

それから、4点目、特別措置申請の流れについてでございます。変更前は、特別措置による受検を希望する者は、小学校を経由して、九段中等教育学校長に申請するとなっておりますが、こちらを、特別措置による受検を希望する者は、事前に小学校を通じて九段中等教育学校長に相談の上、小学校を経由して九段中等教育学校長に申請するというふうに変更いたしました。これの理由でございますが、これまで明文化されていなかった特別措置による受検を希望する者に関する在籍小学校と九段中等教育学校間での情報共有について、事前相談の流れを明文化し、特別措置による受検希望者の情

報を九段中等教育学校で早期に把握するために、変更したものでございます。

ご参考までに、ご承知かと思いますが、特別措置というものでございますが、障害のある受検者のうち、障害による適性検査等、実施上の特別措置を希望する者は所定の申請様式により申請するものでございまして、これによって、検査方法、ICT機器の使用、介助者の同伴等について、適切な措置、合理的配慮を行うものとされております。

簡単ではございますが、ご説明のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

この手引きそのものは公開ですか。

学務課長

失礼しました。こちらにつきましては、9月22日に区ホームページのほうで公表を開始してございます。よろしくお願いいたします。

堀米教育長

はい。では、この件に関しまして、ご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

長崎委員、どうぞ。

長崎委員

願書に性別欄の記載がなくなったということですが、でも、やはり男子、女子で人数が決まっているわけで、その辺の判断というのは、学校側から提出される報告書を見て、男子の枠に入れるのか、女子の枠に入れるのかと、そういう判断でよろしいのでしょうか。

堀米教育長

学務課長。

学務課長

学務課長でございます。

ご指摘のとおりでございます。小学校から提出される報告書、こちらのほうには男女の欄がございます。そちらのほうで判断いたします。

堀米教育長

はい。長崎委員。

長崎委員

致し方ないというか、そういう部分はすごくあるかと思うのですけれど、もし、そういう悩みを持って、記載しなくて、何かいい気分で受検して、でも、自分は数えてみたら、女子枠なのだとか、やはり男子枠なのだとか、最初に、制服は、一応、女子はパンツもオーケーだけれど、上はセーラー服とか、その辺が、結局、最終的な詰めがちよっと甘いというか、そこの願書に書かないとしても、そういう悩みを持った子たちは傷ついてしまったりすることもあるのかなと思って、もうちょっと段階的にでも何か改善していけたらいいのかなと。今回、書かないことが変更になって、1つ、一歩前進したとは思いますが、まだそれでも配慮が足りないというか、傷ついてしまう子どもたちもいるかもしれないので、年を追うごとに、そういう子たちにも気分よく受検して、学校生活が送れるようになってほしいと思います。

以上です。

学務課長

はい。学務課長でございます。

ご指摘、ご意見、誠にありがとうございます。全くおっしゃるとおりだと

思います。

1つ、願書の性別欄をなくしたということは、改善の1つ、第一歩だと思っております。受検者に対する配慮もそうでございますが、さらに、入学が決定して、入学後の学校生活において、その生徒が受ける心理的、肉体的なそういった様々なことに対して、現場がどう対応していけるかというのが、当然、今後の大きな課題になってくると思います。

今、九段中等教育学校でも、校長以下、現場の教職員は、そちらについては、日々、様々考え、検討していると思います。段階的ではございますが、今後、そういった多様性、様々、性自認を含め、多様な生徒に対して、どう対応していくかというのは、教育委員会も全面的に支援しながら、中等教育学校の学校現場と連携して、取り組んでまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

堀米教育長
九段中等教育学校経営企画室長

大塚室長、何か補足がございましたら、お願いします。

補足というか、確かに、今年度もそういった子が入っておるわけですが、例えば、服装の、女子でも男子の学ランを着て登校したいとか、あと、トイレにつきましても、多目的トイレを使えるような形で、工事の要望とか、いろいろできることから対応しております。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

徐々にでございますが、そういったところも改善していくというようなことです。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

堀米教育長

はい。では、続きまして、令和4年度及び令和3年度学校・園・館行事等の実施状況につきまして、学務課長、説明をお願いします。

学務課長

はい。学務課長でございます。

それでは、資料No.13、令和4年度及び令和3年度学校・園・館行事等の実施状況について、資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

小学校、中学校等の宿泊行事や学校行事等の令和4年度及び3年度の、こちらは令和4年10月1日現在の状況をまとめたもので、ご報告させていただきます。

資料は、まず1ページ、こちらは小学校の宿泊行事、連合行事、学校行事となっております。

2ページ以下、中学校、中等教育学校、そして、3ページ、幼稚園・こども園、4ページが保育園、5ページが児童館の実施状況、実施予定を記載しております。いずれも、一番上段の左から区分、行事名、対象、令和4年度日程、変更等、令和3年度、備考となっております。

なお、変更後の欄が空白となっているところは、当初の予定どおりに実施した、または、あるいは、これから実施予定となっているものでございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

コロナ禍の影響で、学校行事、園行事、それから、児童館等、どういうふうな影響があったかというような議会からの質問もありましたが、このようにまとめさせていただきました。

おおむね海外とか以外は、特に、小中学校のほうは、一応、今のところ、実施しているということですね。

学務課長 はい。ご参考までに、今、婦恋の自然体験交流事業、間もなく、今週の土曜日、10月15日で終了する予定ですが、各校、子どもたちは元気に2泊3日で、実は、先週、5日の日に教育長以下、私どもも現場のほうに赴いて、子どもたちの元気な見学や農業体験、ジャガイモ掘りなども一緒にやって、楽しんで、そして、実感してまいったところでございます。

堀米教育長 ありがとうございます。

ご質問がなければ、よろしいですか。

(了 承)

堀米教育長 はい。では、続きまして、令和4年度の体力調査（都）の結果、体力調査の結果につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 指導課長です。

それでは、私から令和4年度体力調査の結果について、報告をさせていただきます。資料番号はNo.14となりますので、ご確認ください。

今年度、1学期に実施いたしました東京都体力調査、正式には、東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査という名称になりますけれども、この調査の結果について、報告をいたします。

一昨年度は、コロナ禍により全校実施ができず、希望校のみとなりましたが、昨年度及び今年度は全校実施し、東京都の平均値との比較を一覧にまとめております。

まず、資料、項番1、対象、項番2、調査項目、項番3、実施期日につきましては、資料記載のとおりです。ご確認ください。

続いて、項番4、調査結果につきましては、別紙の資料を参照いただきますので、今、資料を変えますので、お待ちください。

こちらの表を参照していただきまして、調査結果について説明をさせていただきます。数字が小さくなっておりまして大変申し訳ございませんが、ご確認ください。

まず、表の見方を説明いたします。こちらの面が男子、こちらが女子と分かれております。

男子のほうをご覧ください。上段が全国と東京都の比較となっており、平成26年度の全国調査の結果と今年度、令和4年度の東京都の結果を比較しております。東京都が全国を上回っているものについては青字、下回っているものについては赤字で示しております。続いて、下段が令和4年度の東京都と令和4年度の千代田区の比較となっております。東京都の結果と比較しまして、千代田区のほうが上回っているもの、約5%上回っているものを青塗

りで、下回っているものを赤塗りで示しております。

なお、先ほども申しあげました東京都及び千代田区の数値は、令和4年度のものでございますが、全国の数値は、平成26年度の数値との比較となっております。これは、東京都の基礎体力向上方策というものが平成28年度から始まりましたけれども、この年に全国の平成26年度との数値と比較して、この年を全国の基準としているために、全国については、これまでも26年度との比較、今回も26年度との比較ということになっておりますので、ご承知おきください。

表の資料、下段のほうを比較した場合、こちらが男子、こちらが女子となりますけれども、東京都と千代田区を比較した場合、資料右側、体力合計点のところを見ていただきますと、男女ともに、ほとんどの学年で東京都を上回っております。こちらが女子となります。

学年別で体力合計点が東京都の平均値より低いのは、中学校2年生及び中学校3年生となっております。種目別に見ますと、男女ともに、握力、そして、20メートルシャトルランの数値が低い傾向となっております。この傾向は、昨年度も同学年、同種目が低くなっているというところになりますので、中学校段階で筋力及び全身持久力を高めていくことに千代田区としては課題があるということが言えます。

また、全ての学年で都の平均値よりも高かった種目は、これも昨年度と同様になりますけれども、立ち幅跳びとなっております。小学校では、握力及び反復横跳びも高くなっており、筋力、敏捷性が東京都と比べると全体的に高いと言えます。

それでは、資料を戻させていただきます。

資料、項番5、今後の対応についてです。各学校には、学校全体あるいは学年、学級ごと、一人一人の結果が東京都から送付されているところでございます。各学校には、この結果を受けまして、学校レガシー2020としてのオリ・パラ教育の充実、今年度から始めておりますコーディネーショントレーニングのより一層の推進など、体力向上につながる取組を推進できるよう働きかけているところでございます。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。都の体力調査結果につきまして、説明いただきました。

これについて、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

真っすぐ走っても50メートルないところもいっぱいありますので、シャトルランに変えていると。敏捷性はあるのかなというふうに思っているのですが、

今後、いろいろな対策の中で、子どもたちの体力、運動能力が上がっていけばいいかなというふうに思っております。

ありがとうございました。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田 (10月20日号)

堀米教育長

では、日程第4、その他事項に入ります。

教育委員会行事予定表、広報千代田 (10月20日号) につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

教育委員会の行事予定表のほうをご覧ください。10月13日から11月30日までの行事予定となっております。

教育委員会定例会のほか、教育委員訪問と、あと、10月20日には総合教育会議が実施されるところで、予定のほうに入っております。この日に、併せて軽井沢視察の乗車券、そちらのほうを配付する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

あと、26日の点検・評価、第2回の有識者会議のほうは、金丸委員と佐藤委員がご出席いただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

裏面のほうに移りまして、11月15日、16日で合同子ども会、11月29日、30日で連合音楽会がございますので、予定の確保のほうをよろしくお願いいたします。

そのほかにつきましては、後ほどご覧ください。

引き続きまして、広報千代田 (10月20日号) の原稿一覧のほうをご覧ください。こちらにつきましては、子ども部からは2件、地域振興部のほうからは12件になってございます。子育て推進課のほうからは、先ほどご報告させていただいたくだんしたこどもひろばの閉鎖についてと、児童・家庭支援センターからは「親と子の絆プログラム」ACTすこやか子育て講座のご案内でございます。

そのほかにつきましては、地域振興部からの掲載記事となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

広報千代田が発行の際には、ご確認いただきたいと存じます。

説明は以上です。

堀米教育長

ありがとうございます。

教育委員会行事予定については、大丈夫でしょうか。いろいろ行事がございますが。

20日は、皆さん大丈夫ということでもよろしいですかね。チケットをお渡ししたいというふうに思います。

俣野委員、どうぞ。

俣野委員

10時からでよろしいのですか。

子ども総務課長

はい。20日の総合教育会議ですよ。

俣野委員

はい。

子ども総務課長 そちらは、10時からとなっております。

俣野委員 はい、分かりました。

子ども総務課長 10時半からですけど。申し訳ございません。10時半からなので、集合時間のほうは教育長室のほうで、ちょっと直前に足を運んでいただくような形になりますので、失礼しました。

俣野委員 はい、分かりました。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。
よろしく願います。
では、この件はよろしいでしょうか。

(了 承)

堀米教育長 それでは、教育委員からの情報提供ということで、俣野委員から2件ございました。資料は、ここにございます学習端末の修理費とプログラミングということで、俣野委員、これでよろしいですか。

俣野委員 はい。結構です。

堀米教育長 それでは、すみません、指導課長のほうで。

俣野委員 当区の現況というか、あるいは対策みたいなのがもしあればと思って。

指導課長 はい。指導課長です。
この学習端末の重い修理費ということで、記事を拝見いたしました。
本区といたしましては、まず、故障の台数、現状といたしましては、昨年度が児童・生徒の端末226件が破損、故障しております。また、今年度は、少し多くなってございまして、4月から8月までで155件というような破損、故障というような件数となっております。
主な原因ですけれども、持ち運びの際の落下ですとか、本区においては、机の面積を広げるといいますか、天板拡張器をほとんど学校で取り付けておりますけれども、若干、机からの落下というようなケースも見られておりまして、画面の破損等々が見られます。
これらの費用の件なのですけれども、令和3年度につきましては、メーカーの保証期間内ということで、メーカーの保証を適用させていただいている。また、令和4年度につきましては、保守保険の利く契約となっておりますので、そちらのほうを適用させていただいているというような対応状況でございます。
以上です。

堀米教育長 はい。学習端末のほうはよろしいですか。
俣野委員、どうぞ。

俣野委員 これは、保険のほうは、1人年間幾らぐらいになっているのですか。

堀米教育長 全体でということですね。

俣野委員 全体でということ。

指導課長 はい。指導課長です。
契約の中に含まれておりますので、別に保護者負担ということではございません。

堀米教育長 よろしいでしょうか。

俣野委員 はい、分かりました。

堀米教育長 保険がかかっているのでもいいというわけではないのですが、ストッパーがついていても、やはり落ちるのは落ちてしまうのかね。

指導課長 はい。指導課長です。

天板拡張器、前のところには、ストッパーが利いておりますけれども、横の部分がないので、どうしてもその辺りからも若干破損が見られるというケースは聞いてございます。ただ、全然減ってはいると思います。

堀米教育長 違いますよね。そうですね。あれはすごく皆いいと言っていましたね。ありがとうございます。

では、もう一件の件で、次に行つてよろしいですか。

(了 承)

堀米教育長 では、プログラミングの辺りについては、千代田区の現状としてはいかがでしょうか。

指導課長 はい。指導課長です。引き続きとなります。

プログラミングの件につきましては、こちらは、学習指導要領にも示されております。本区においても示されている内容に沿いまして、算数及び理科でプログラミングの学習をしているというところになります。また、その他、例えば、クラブ活動ですとか、総合的な学習の時間にもこういったプログラミングの学習をしているというようなケースもございます。

また、記事にも記載がございまして、高等学校段階での情報Ⅰの学習につきましては、九段中等教育学校後期課程におきまして、授業を実施しているというような現状でございまして。

以上です。

堀米教育長 はい。俣野委員、よろしいでしょうか。どうぞ。

俣野委員 これは、記事を読ませていただくと、それ専門の塾か何かに行っているようなことなのですけれども、やはり学校内だけで、先生方の対応だと、このプログラミング教育に対して、なかなかこれは難しいものなのですか。

堀米教育長 はい。指導課長、お願いします。

指導課長 はい。指導課長です。

本区におきましては、例えば、ICTの支援員も研修を受けて、授業での支援もしてございます。また、そのためのアプリケーションですとか、機器も購入しまして、活用しておりますので、私が考えるに、それほどハードなスキルを要するということではないというふうな認識でございまして。

俣野委員 分かりました。

ありがとうございました。

堀米教育長 この間、ここで研修をやっていたら、情報教育の先生たちでしたね。すごくレベルの高い先生方の発表で、講師の先生も感心していました。そういう先生たちが学校にいますので、かなり進んできているのかなというふうには認識しているのですけれども。

堀米教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
(な し)

はい。ありがとうございます。

◎日程第2 協議事項

子ども総務課

(1) 令和5年度 将来像に向けた方針について

堀米教育長

それでは、日程第2、協議事項に戻ります。

令和5年度将来像に向けた方針につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

では、この後、すみません、秘密会ということですので、5分ほど休憩いただきます。

傍聴の方がいらしたら、ご退席ということです。

では、すみません、5分休憩しますので、水分補給してください。

(休憩)